



拝啓

新春の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第25号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。本年も寺西広司法書士事務所をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

～今回のテーマ「新株発行の際の現物出資について」～

株式会社が資本金の額を増加する方法の一つに、新株を発行して資本金を増加させる方法があります。出資は金銭の他、金銭以外の財産をもってする事もできます。

このように金銭以外の財産を出資することを現物出資といいます。今回は、この現物出資についてお話し致します。

現物出資は、不動産・自動車・パソコン・在庫商品等の動産、株式や国債といった有価証券の他、著作権・商標権等の知的財産権、会社に対する貸金債権といった債権も出資可能です。現物出資には価値の低い財産を不当に高く評価して株式を取得するという事がないように、原則、裁判所の選任する検査役の調査が必要です。ただし、下記のいずれかの場合、不要となります。

- ① 現物出資をする人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えない場合
- ② 現物出資をする財産につき募集事項として定めた価額の総額が、500万円を超えない場合
- ③ 現物出資財産が市場価格のある有価証券で、その有価証券について募集事項として定めた価額がその市場価格を超えない場合
- ④ 現物出資財産につき募集事項として定めた価額が相当であることについて、弁護士・公認会計士・監査法人・税理士・税理士法人の証明を受けた場合（不動産の場合には、不動産鑑定士の鑑定評価が必要。またいずれの場合も証明書や、鑑定評価が登記申請に必要です。）
- ⑤ 現物出資財産が弁済期の到来している会社に対する金銭債権であって、当該金銭債権につき募集事項として定めた価額が当該金銭債権に係るその株式会社の負債の帳簿価額を超えない場合

尚、裁判所が選んだ検査役の調査には、数か月の期間や数十万円以上の費用が必要です。そのため、現物出資金額を500万円以下に抑えたり、信用できる税理士の証明書を添付したりと、検査役の調査が不要となるよう検討する事も必要です。また、不動産を現物出資した場合、所有権移転登記も必要となるため、登録免許税や不動産取得税等の諸費用がかかる事も念頭に置かなければなりません。

このように、現物出資と言ってもただ現物出資財産を引き渡せば済む・というものではありませんので、お考えの際には、まず一度ご相談下さい。(村中 修二)

スタッフの2014年の抱負

新年明けましておめでとうございます。

私の今年の抱負は「昨年より、更に良い事務所を目指す」です。

今まで以上に業務に深く精通し、接客対応及びマナーが良い司法書士事務所として、スタッフ一同、そして寺西自身も日々精進して行きたいと考えております。

皆様、どうぞ本年もご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ申し上げます。

(寺西 広)



皆様、明けましておめでとうございます。

私は今春で司法書士登録をして4年目に突入することになります。昨年も沢山の出会いを通じ、皆様のおかげで様々な経験をさせて頂くことができました。

今年も、より知識を吸収し、お客様にとって最良のサービスをご提案ができるよう励んでまいりますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。

(矢野 絢美)



明けましておめでとうございます。早いもので、司法書士登録をして一年が経過しました。

おかげさまで、書類作成等の事務手続きにはだいぶ慣れてまいりました。

司法書士二年目となる今年は「お客様の立場に立って考える」という事をこれまで以上に意識し、日々の業務に励んでまいりたいと思います。皆様どうぞ宜しくお願ひ致します。

(村中 修二)



司法書士☆四コマ劇場



<もし、訴えられてしまったら?>

もし、ご自宅に裁判所から訴状が届いたらどうしますか? 身に覚えがある場合もあれば、もしかしたら全く身に覚えがない場合もあるかもしれません。

「気が動転してしまう」「身に覚えがないなら放置してしまう」など、色々なケースが考えられますね。そこで今回は、訴えられた場合の注意点をお伝えしたいと思います。

まず、「訴状」が届いたら、落ち着いてよく読むことが大切です。

訴状には「請求の趣旨」や「請求の原因」という欄があります。「請求の趣旨」とは、例えば「被告(訴えられた人)は原告(訴えた人)に対し金100万円を支払え。」というように、原告が裁判所から出してほしい判決の内容が書かれています。

次に「請求の原因」ですが、例えば「誰が、いつ、いくらお金を貸した」等のように、訴えに至った原因や経緯が書かれています。この請求の原因はあくまで相手方の言い分ですので、絶対に正しいことが書かれている訳ではありません。

では、上記2点を踏まえた上で、どうすれば良いのでしょうか。まず一番してはいけないのは放置することです。身に覚えのない内容であっても、絶対に無視してはいけません。

一回目の裁判の呼び出し日までに答弁書も提出せず、無断欠席すると、相手の言い分をすべて認めた事になり、相手の「請求の趣旨」どおりの判決が出てしまいます。一度判決が出てしまうと強制執行が可能となりますので、給料を差し押さえられたり、不動産を競売にかけられたりすることになります。

逆に言えば、訴えられたからといってすぐに給料が差し押さえられたり、不動産が競売にかかったりする訳ではありませんので、訴状が届いたら、焦らずに今後の方針を決める事が大切です。

相手の言い分が間違っているのであれば反論すべきですし、もし相手の言い分が正しい場合でも、裁判上で和解をすることも可能ですので、呼び出し期日に行って話し合いをするか、自分で行けない場合は事前に答弁書を裁判所に提出するか、または専門家に依頼して、代理人として対応してもらうかを決めましょう。もし、専門家に依頼する場合は、期日のある事ですので、早急にご相談される事をお勧めします。

できるだけ、訴状が送られてくるようなトラブルには見舞われたくないものですが、万が一の際には慌てず、放置せず、準備をしていただきたいと思います。(矢野 絢美)

固定資産税の請求は誰に?

売買等で不動産の所有者が変わった場合、登記する事は義務ではありません。しかし、固定資産税は「1月から12月までの分を、1月1日付けの所有者(原則、登記簿の名義人)が支払う」事となっております。つまり、登記をしなれば、実態上の所有者ではなく、登記簿に記載されている所有者に課税される事になっているのです。よって、1月1日までに登記手続きをしていない場合は、旧所有者に翌年分の固定資産税請求が来てしまいますのでご注意ください。不動産の名義変更はどうかお早目に!(寺西 広)

編集後記

皆様明けましておめでとうございます。お正月休みはいかがお過ごしでしたか?事務所通信も第25号となりました。本年もどうぞ宜しくお願い致します。寒さ本番となりますので皆様どうぞご自愛下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>